

奨学金について

経済的理由により修学困難な方に対し、一定の金額を「給付」(返済の義務なし)または「貸与」(卒業後返還)することにより学費の負担を少しでも軽減し、それによって勉学に専念できるようにとの目的で設けられている制度です。

各奨学金の詳細は以下をご覧ください。

[高等教育の修学支援新制度\(授業料等減免・日本学生支援機構給付奨学金\)](#)

※「高等教育の修学支援新制度(授業料等減免)」と「日本学生支援機構給付奨学金」はセットです。

[日本学生支援機構奨学金\(貸与\)、松山大学独自の奨学金、民間団体等の奨学金](#)

奨学金を希望する方は、必ず以下から手続きをしてください。

①継続受給(日本学生支援機構奨学金の継続を希望する方)

短期大学又は高等専門学校在籍中に日本学生支援機構奨学金を受給していた方で、松山大学に編入学した後も引き続き奨学金の受給を希望する場合は、以下よりお手続きください。

※4年制及び6年制大学から松山大学に編入学する方は、手続きが異なるため学生課までお問い合わせください。

◆[日本学生支援機構奨学金の「継続受給」について](#)

②在学採用(新規に申し込みを希望する方)

・日本学生支援機構奨学金(給付・貸与)

・各種奨学金(松山大学独自の奨学金、民間団体等の奨学金)

本学入学後に申請し、奨学金の給付・貸与を受給することができる制度です。新たに日本学生支援機構奨学金(給付・貸与)の申請を検討されている方や進学後に追加して受給を希望する方、各種奨学金(松山大学独自の奨学金、民間団体等の奨学金)の受給を希望する方は、以下よりお手続きください。

◆[【在学採用】新規に奨学金の申し込みを希望する方へ\(日本学生支援機構奨学金\(給付・貸与\)、各種奨学金\)](#)